高次脳機能障害者の支援について

高次脳機能障害者支援法の概要

＜公布＞ 令和７年１２月２４日　　＜施行＞令和８年４月１日

法律の目的

- 高次脳機能障害の特性に関する国民の理解が必ずしも十分でない　等の理由により
 高次脳機能障害者が適切な支援を受けられず、日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難あり
- 以下により、**高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を図る**
 - ①　**基本理念を定め、国等の責務を明らかにする**
 - ②　**地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障害者支援センターの指定等について定める**

法律で定める具体的な施策

（１）高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- 地域での生活支援
- 教育的支援
- 就労の支援
- 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- 高次脳機能障害者の家族等への支援
- 相談体制の整備
- 情報の共有の促進

（２）その他の支援策

- 国民に対する普及及び啓発
- 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- 地方公共団体及び民間団体への支援
- 専門人材の確保
- 調査研究等

都道府県事務

「高次脳機能障害者支援センターの設置」、「高次脳機能障害者支援地域協議会の設置」、
「専門的な医療機関の確保等」を規定

法施行を踏まえた都の取組・実績

都は既に高次脳機能障害者支援法が規定する施策に取り組んでおり、既存事業をベースに対応

法施行前（～R8.3.31）

東京都高次脳機能障害支援普及事業

○東京都心身障害者福祉センターを支援拠点とした高次脳機能障害支援普及事業

専用電話相談	人材育成
支援ネットワーク構築	広報・普及啓発

・高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会を設置

○専門的リハビリテーションの充実事業

・二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定

コーディネーター設置	症例検討会
圏域連絡会	専門職等への研修

○区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

・支援員を配置するための経費等を補助

相談支援	社会資源開拓
関係機関連携	広報普及啓発

○高次脳機能障害支援養成研修

・障害福祉サービス事業所等の支援者を対象に、基礎研修・実践研修を実施

法施行後（R8.4.1～）

東京都高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害者支援センターの設置

○東京都心身障害者福祉**センターを「高次脳機能障害者支援センター」**として高次脳機能障害者支援事業を実施

相談支援・情報提供等	専門的な支援等
研修の実施等	普及・啓発等

高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

令和８年度中に「高次脳機能障害者支援地域協議会」を設置予定

専門的な医療機関の確保等

以下の取組について、引き続き実施

○専門的リハビリテーションの充実事業

○区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

○高次脳機能障害支援養成研修